

2010年4月27

地球温暖化対策基本法案等の審議に際しての意見

衆議院環境委員会

浅岡美恵

(気候ネットワーク代表・弁護士)

1 はじめに

- ・気候ネットワークは気候変動に関する国際交渉、国内政策、地域政策をフォロー。
- ・本国会で2050年目標を含む地球温暖化対策基本法案の審議がなされることに感慨。
- ・内閣提出法案及び公明党提出法案において、2020年までに90年比25%削減との目標が記載されていること、公明党法案に2℃目標が盛り込まれ、内閣提出法案についても、首相、環境大臣の同趣旨の表明を歓迎。
- ・内閣提出法案の中期目標設定条項、国内排出量取引条項などの前進を求める。

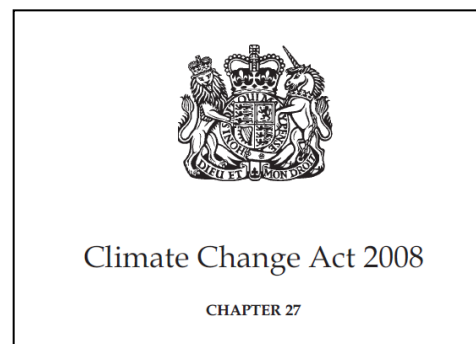
2 2008年8月から、Make the Rule キャンペーン中。

- ・気候保護法の制定を求める運動 北海道から沖縄まで200団体で自治体決議や署名
- ・英国の気候保護法制定を求める運動、

Big Ask! キャンペーンに学ぶ。

2005年2月京都議定書発効をうけ、次期枠組み交渉が気候の安定への道筋を共有することとしてとらえられるようになり、途上国参加問題とともに、先進国の2050年までの国内削減の道筋を低炭素経済への移行ととらえ、これを法制化する動きにあった。2005年頃からの英国気候変動法案の策定、制定に至る経過、ドイツ

における政策転換の経過、米国上院でのC&T法案の経過と、COP11でのモントリオール行動計画、COP13でのバリ行動計画やバリ合意に至る経過を、日本の国内政策及び地域の温暖化対策に反映させていきたいと考えるもの。



- ・ 今日、気候政策はどの国にとっても経済政策でもある。
NGOも、温暖化政策による雇用の創出、化石燃料の輸入コストやエネルギーコスト削減の側面に注目。産業が現状維持するためには、大量生産の夢を追うのではなく、世界の低炭素化ビジネス需要拡大のチャンスととらえる必要。
- ・ 気候保護の必要性は国民的課題であり、政党・党派を問わず、共有されるものと認識。英国の気候変動法の制定に至るプロセスで、最も守勢に回ったのが与党労働党で、保守党、自由党がより先鋭的な立場であり、目標を引き上げる役割を担ってきたことも印象的。

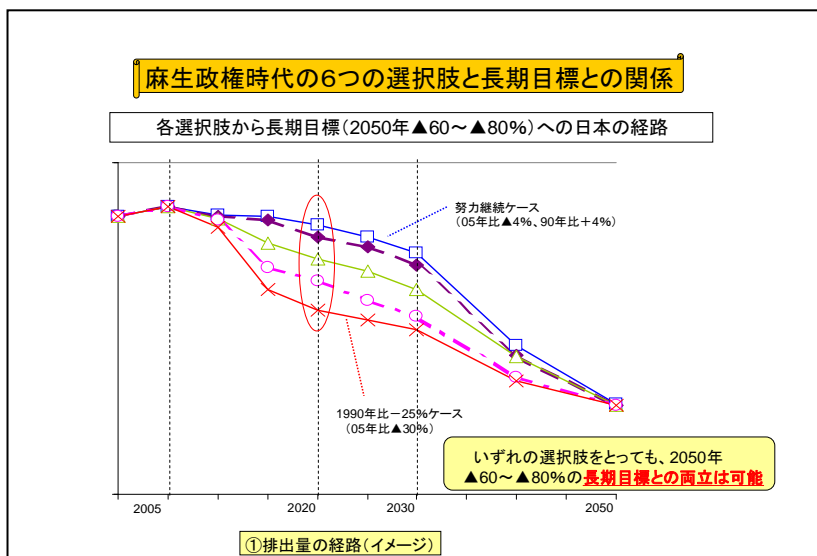
3 法案について

(1) 目標の重要性、2℃目標の認識だけでなく中期目標数値の重要性（10条関係）

- ・ 中期・長期目標は、企業や国民に対する明確な削減時代へのシグナル
- ・ 現在の政治の責任を明確にする。そのために、法的拘束力のある目標である必要
- ・ 長期目標だけでは国内中期削減目標が定まらないこと
- ・ 目標や政策の見直し条項は不可欠（2050年まで長期にわたる法律であり、科学の進展、国際枠組みの進展を反映させていく必要。参考：英国法）

【内閣提出法案の問題】

- ・ 10条2項、10条4項後段、附則1条、附則2条のままでは、中期目標のない法となり、基本法案を制定する目的・意義の大半が減殺されるおそれ。
- ・ 長期目標だけでは中期目標は確定せず（旧政権の6つの選択肢についての説明参照）
- * 事実上、下限は自民党法案－8%となっていると理解されるが、2℃目標前提とすれば、日本の中期目標の幅は限定される。25%削減目標の設定へ。
- ・ 中期目標設定の有無、目標数値のレベルは、重点3本柱の制度設計などを規定。削減に至る経路が国民に共有されることが必須。



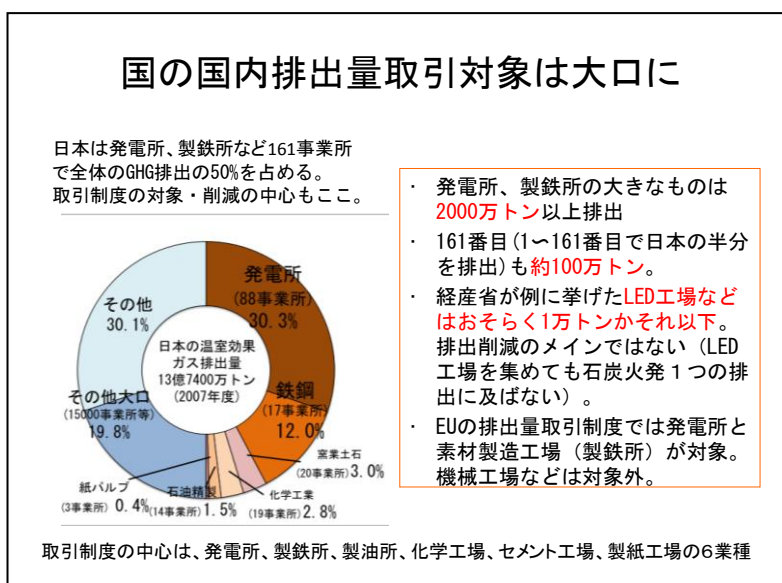
(2) 定義規定（2条関係）

- ・ 4項 直接排出と間接排出を区分し、国内排出量取引制度
- ・ 5項7号 政令でヒートポンプ熱など再生可能エネルギーでないものは除外すべき
（*エネルギー供給構造高度化法の再生可能エネルギー定義の政令）

(3) 主要3本柱対策（C&T型国内排出量取引制度、地球温暖化対策税、再生可能エネルギー固定価格買取制度）の重要性、

とりわけ、国内排出量取引制度は日本の排出構造に照らし、大規模排出源対策として位置づけられるべきこと

- ・ 発電時の排出量を直接排出でとらえた制度であること
- ・ 排出者は事業所単位とすべきこと
- ・ 対象主体の排出上限枠は、原単位ではなく、総量で設定されること
- ・ 原単位の考慮：排出枠の設定において、早期対策への評価やベンチマークの利用は当然の手法
- ・ 排出枠の設定やオークション収益の配分を低炭素経済への移行に活用

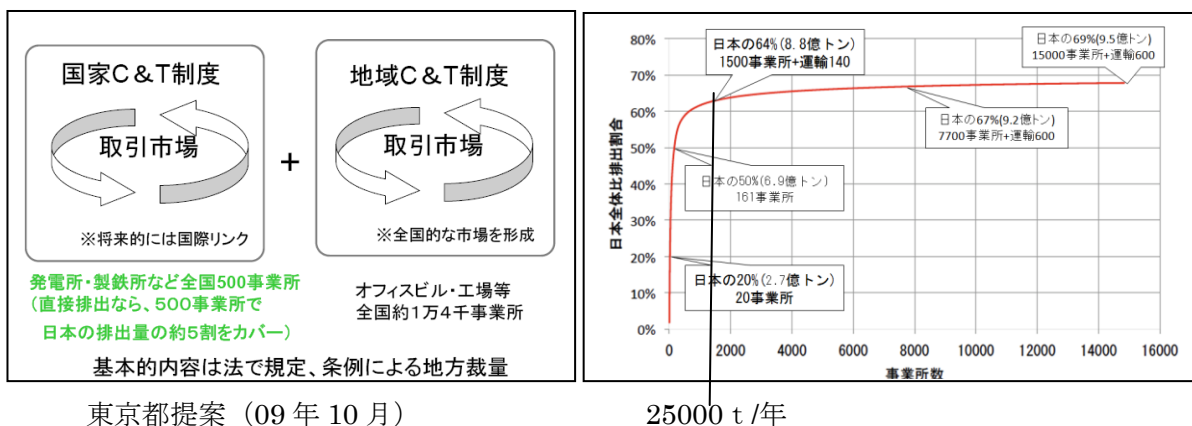


(4) 再生可能エネルギー電力固定価格買取制度

- ・ 電力事業者への全量買取義務化の制度を創設することの重要性
- ・ すべての再生可能エネルギーを対象とすることの重要性
- ・ 原子力発電に依存した温暖化対策ではなく、本気で再生可能エネルギーの拡大を促進する政策を期待。

(5) 国と自治体との役割

- ・大規模排出源対策は、直接排出でとらえ、火力発電所を含め、国が責任。小口対策では、建築断熱規制、機器の省エネ規制、フロン漏洩規制などは国が責任をもつ。
- ・中小規模産業・業務対策と電力需要側対策は、自治体や自治体連携が現実的で実効的。
- ・既に33都道府県で大口事業所の計画書制度導入。取引制度への動きも。年間1500kl以上消費する全国15000事業所の3分の2以上をカバー。
- ・これらの取引制度と地域の再生可能エネルギー拡大、中小事業所対策、家庭や業務対策、交通対策、森林資源整備活用などの自治体の中心課題を連携させる道も。



(6) 内閣提出基本法案の基本原則について

- ・既存エネルギー政策、産業構造、雇用環境などとの調和的な温暖化対策との立場に止まるが、

温暖化対策は「低炭素化産業」には需要増・雇用増
 (例：電力鉄鋼が一斉に省エネ設備投資→機械・プラント産業に温暖化対策特需)
省エネ投資、再生可能エネ投資で多くの産業が需要増

種類	該当業種	排出割合*	国内総生産	雇用者数	輸出に占める割合
国民経済の大部分、これからのびる低炭素化産業はここ	対策強化が需要増に直結 機械 建築 他に、一部素材(電炉製鉄やリサイクル材)、エネルギー関係サービスなど	約5%	約80兆円 (16%)	800万人 (16%)	70% <温暖化対策製品の国際競争が重要に>
	対策強化でビジネスチャンス 大半の製造業、運輸業、サービス業	約20%	約420兆円 (84%)	4200万人 (84%)	20%
悪影響を懸念(ただし、賢い対策でビジネスチャンスに)	軽度(売上比エネルギーコスト割合が数%) 化学(無機化学素材、有機化学素材)、洋紙製造業、石油精製業	約15%	4兆円 (0.8%)	15万人 (0.3%)	5%
	中度(売上比エネルギーコスト割合が10-20%) 電力、鉄鋼高炉、セメント製造業	約50%	4兆円 (0.8%)	16万人 (0.3%)	5%

*のこりは家庭と自家用車の家庭利用 気候ネットワーク「国内25%削減を、余裕をもって達成する道筋と削減可能性」

(7) 政策形成への民意の反映【33条関係】

- ・新政権の「新しい公共」の考え方を歓迎。政策形成への市民・NGOの参加の制度化を。
- ・基本法案33条にも、環境保護団体や環境NGO・NPOを明確に位置づけられたい。